

学校情報セキュリティ委員会運営要綱

令和8年3月17日

7川教総セ第3227号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の市立学校における情報セキュリティ対策を統一的行うため、川崎市学校情報セキュリティ対策基準第2章6(1)に基づき、学校情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の改善計画の策定とその実施状況の確認に関すること。
- (2) 情報セキュリティに関する研修計画の策定とその実施体制の構築に関すること。
- (3) 情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の緊急時対応に関すること。
- (4) 教育ネットワーク及び教育情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況の監査に関すること。
- (5) 情報セキュリティポリシー及び関係規定等の見直しに関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育次長、副委員長は学校教育部長及び教育政策室担当部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総合教育センター情報・視聴覚センター室長
- (2) 職員部担当課長(予防観察・相談調整担当)
- (3) 学校教育部指導課長
- (4) 総務部庶務課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員は、事故等により出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において、必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議決)

第7条 委員会において、議決を要する議事については、副委員長及び委員の出席者数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第8条 第5条の規定にかかわらず、第2条各号に規定する事項の審議に当たり委員会を開催するいとまがないとき又は審議事項が軽易であるときは、審議事項を添えて、議長、副議長及び各委員宛て持ち回りにより諮ることとし、その決裁をもって議決とすることができる。

(秘密の遵守)

第9条 委員長、副委員長及び委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。